

創価大学通信教育部障害学生支援要項

本要項は、「創価大学障害学生支援規程」に基づき「創価大学障害学生支援ガイドライン」に準じて、創価大学（以下、本学という）通信教育課程に在籍する障害のある学生および障害のある本学通信教育課程入学志願者（以下、「障害のある学生および入学志願者」という）を対象に、具体的な合理的配慮の事項を定めます。

■学修支援の受付

障害のある学生および入学志願者の相談窓口は、通信教育部事務室となります。

■合理的配慮について

1. 合理的配慮の合意の流れ

(1) 合理的配慮の申請

ア. 障害のある学生

本学通信教育課程に在籍中の学生が、障害等により合理的配慮が必要になった場合は、「障害学生に対する合理的配慮の事例集」の内容を参照のうえ、学光ポータルメニュー「個人情報管理」>「障害情報申請」より合理的配慮の申請を行ってください。

申請に際し、医師の診断書もしくは障害者手帳等の提出が必要です。また、適切な配慮を提供するために、個人情報に関する同意への承諾が必要となります。

合理的配慮の申請内容に変更がある場合は、その都度申請を行ってください。在籍中はいつでも合理的配慮を申請することができますが、スクーリング受講や科目試験の受験等における合理的配慮を申し出る場合は、学光ポータルメニュー「個人情報管理」>「障害情報申請」より、スクーリングまたは試験実施日の2か月前、点字による試験回答は試験実施日の3か月前までに申請する必要があります。

イ. 障害のある入学志願者

障害のある入学志願者は、出願前に「障害学生に対する合理的配慮の事例集」の内容を確認参照のうえ、Web出願の手順「障害情報申請」より合理的配慮の申請を行ってください。（出願書類の選考により入学審査を行います「障害情報申請」の内容は入学審査とは一切関係ありません）

申請に際し、医師の診断書もしくは障害者手帳等の提出が必要です。また、適切な配慮を提供するために、個人情報に関する同意への承諾が必要となります。

(2) 合理的配慮の提案・回答

通信教育部事務室は、提出された「障害情報申請」の具体的な合理的配慮について、提出された診断書等に記載されている内容を参考に、申請者から学修する上で必要な支援等を確認し、それに対する合理的配慮を提案します。

(3) 合理的配慮の合意の形成

通信教育部事務室は、具体的な合理的配慮の内容について十分な説明の機会を設け、障害のある学生および入学志願者の合意を得て、合理的配慮の内容を決定します。

入学志願者については、合理的配慮の合意形成後、入学出願手続きを行ってください。

2. 合理的配慮の実施の流れ

(1) 合理的配慮実施担当者等への依頼文書

通信教育部事務室は、合意された合理的配慮の具体的な内容を、スクーリング担当教員やWeb科目試験担当者に対して、各実施日の前日までに通知します。

(2) 合理的配慮の提供および相談

合意された具体的な合理的配慮は、通信教育部職員および教員が主たる責任を持って提供します。合理的配慮についての相談は、随時通信教育部事務室で受け付けます。

(3) 振り返り

通信教育部事務室は、合理的配慮を受けた学生からの意見をふまえ、合理的配慮の提供の状況を掌握するとともに、「障害学生に対する合理的配慮の事例集」の更新と改善を行います。

附則

- 1 この要項は、令和6年（2024年）4月1日より施行する。